

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年4月25日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	(仮称)小平市小川東町商業施設計画
2 店舗所在地	小平市小川東町三丁目2708番24ほか
3 設置者名	K R F 8 3 特定目的会社
4 設置者住所	千代田区内幸町二丁目1番6号
5 小売業を行う者の氏名又は名称	オーケー株式会社ほか未定
6 新設をする日	令和7年12月2日
7 店舗面積の合計	5,075 m ²
8 駐車場の位置及び収容台数	店舗内235台
9 駐輪場の位置及び収容台数	敷地北側ほか270台
10 荷さばき施設の位置及び面積	店舗内178m ²
11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内29.20m ³
12 小売業を行う者の開店時刻	午前7時ほか
13 小売業を行う者の閉店時刻	翌午前0時ほか
14 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時30分から翌午前0時30分まで
15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所敷地北側
16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時まで
17 届出日	令和7年4月1日
18 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19 縦覧期間	令和7年4月25日から令和7年8月25日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1	店舗名	O I M A C H I T R A C K S（大井町トラックス）
2	店舗所在地	品川区広町二丁目3725番2ほか
3	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
4	設置者住所	渋谷区代々木二丁目2番2号
5	小売業を行う者の氏名又は名称	未定
6	新設をする日	令和8年3月31日
7	店舗面積の合計	7,374 m ²
8	駐車場の位置及び収容台数	店舗内 6 3 台
9	駐輪場の位置及び収容台数	店舗内 5 4 3 台
10	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 8 0 9 m ²
11	廃棄物等の保管施設の位置及び 容量	店舗内 3 6 . 2 5 m ³
12	小売業を行う者の開店時刻	2 4 時間営業 ほか
13	小売業を行う者の閉店時刻	2 4 時間営業 ほか
14	来客が駐車場を利用することが できる時間帯	2 4 時間
15	駐車場の自動車の出入口の数及 び位置	3 箇所 敷地西側ほか
16	荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	2 4 時間
17	届出日	令和7年4月15日
18	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19	縦覧期間	令和7年4月25日から令和7年8月25日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあつては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年4月25日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してくだ

さい。

1	店舗名	アクロスプラザ昭島
2	店舗所在地	昭島市武蔵野二丁目172番の一部
3	設置者名	昭和リース株式会社
4	設置者住所	中央区日本橋室町二丁目4番3号
5	変更前の店舗名	(仮称) 昭島市武蔵野2丁目計画
6	変更後の店舗名	アクロスプラザ昭島
7	変更前の小売業者の氏名又は名称	未定
8	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ロピアほか2名
9	変更日	令和7年3月27日
10	届出日	令和7年4月10日
11	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
12	縦覧期間	令和7年4月25日から令和7年8月25日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
13	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1	店舗名	サミットストア亀有駅北店
2	店舗所在地	葛飾区亀有五丁目14番27号
3	設置者名	三菱UFJ信託銀行株式会社
4	設置者住所	千代田区丸の内一丁目4番5号
5	変更前の設置者の代表者名	長島 巖
6	変更後の設置者の代表者名	窪田 博
7	変更日	令和7年4月1日
8	届出日	令和7年4月14日
9	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10	縦覧期間	令和7年4月25日から令和7年8月25日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。